

愛知県医師会在宅医療体制整備調査会事業(案)

資料3-1

• 目的

第8次医療計画で、愛知県が位置づけることになった、在宅医療において積極的役割を担う医療機関(積極役割機関)、在宅医療に必要な連携を担う拠点(連携拠点)、在宅医療の圏域等について、2026年4月から1年かけて、調査、研究し、各圏域にふさわしい医療体制を協議する

(積極役割機関を人口10万人あたり1か所、連携拠点を人口20万人あたり1か所を想定)

• 実施内容

県医師会主催で年に2回全体会議を開催。

2次医療圏に1か所事務局を設置し、在宅医療体制整備調査会を開催

• 調査会実施方法

月1回程度会を開催し、最終的に「ふさわしい医療体制」を県医師会に報告、県医師会はそれらをとりまとめ県に報告する

• 調査会構成

医師会、歯科医師会、薬剤師会、在宅診療、病院、訪問看護、高齢者施設、ケアマネ、保健所、市町村、地域包括支援センター、在宅医療サポートセンター、

救急・消防、住民代表など